

## 神奈川県公報



県の花：山ゆり

令和5年12月26日(火曜日)

号外第69号

目次	ページ		
○条例		医療法施行条例の一部を改正する条例(健康医療・医療課)	8
神奈川県子ども・若者施策審議会条例(福祉子どもらい・次世代育成課)	4	神奈川県法定外公共用財産使用料徴収条例の一部を改正する条例(県土整備・用地課)	8
地方税法第37条の2第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を定める条例の一部を改正する条例(政策・NPO協働推進課)	4	神奈川県都市公園条例の一部を改正する条例(県土整備・都市公園課)	9
事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例(政策・市町村課)	5	神奈川県道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例(県土整備・道路管理課)	10
附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例(総務・人事課)	5	港湾の設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例(県土整備・河港課)	12
神奈川県局設置条例の一部を改正する条例(総務・人事課)	6	神奈川県流水占用料等徴収条例の一部を改正する条例(県土整備・河港課)	13
神奈川県手数料条例の一部を改正する条例(総務・財政課)	6	神奈川県海岸占用料等徴収条例の一部を改正する条例(県土整備・河港課)	14
行政財産の用途又は目的を妨げない限度における使用に係る使用料に関する条例の一部を改正する条例(総務・財産経営課)	6	警察組織に関する条例の一部を改正する条例(警察・警務課)	15
神奈川県漁港管理条例の一部を改正する条例(環境農政・水産課)	7	○規則	
		神奈川県財務規則の一部を改正する規則(総務・財政課)	15

## 本号で公布された条例のあらまし

## 1 神奈川県子ども・若者施策審議会条例

- 神奈川県子ども・若者施策審議会の設置に伴い、委員の委嘱等同審議会の組織及び運営に関し必要な事項を定めるとともに、その他同審議会に関し必要な事項を定めることとした。(第2条～第9条関係)
- この条例は、令和6年3月1日から施行することとした。

## 2 地方税法第37条の2第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を定める条例の一部を改正する条例

- 地方税法第37条の2第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人(以下「指定特定非営利活動法人」という。)として1法人を定めるとともに、当該法人に係る神奈川県県税条例第10条第2項の期間を定めることとした。(別表関係)
- 指定特定非営利活動法人のうち4法人について、神奈川県県税条例第10条第2項の期間の更新を行うこととした。(別表関係)
- この条例は、令和6年1月1日から施行することとした。ただし、(1)については、公布の日から施行することとした。
- この条例の施行に関し必要な経過措置を定めることとした。

## 3 事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

- 知事の権限に属する事務の一部を新たに市町村が処理することとするため、市町村が処理する事務の範囲等について所要の改正を行うこととした。(別表関係)
- 児童福祉法に基づく認可外保育施設の届出に係る手続の見直しに伴い、市町村が処理する事務の範囲について所要の改正を行うこととした。(別表関係)
- 医療法の一部改正に伴い、市町村が処理する事務の範囲について所要の改正を行うこととした。(別表関係)
- この条例は、令和6年4月1日から施行することとした。ただし、(3)については、同年1月1日から施行することとした。
- この条例の施行に関し必要な経過措置を定めることとした。

購読料

一箇月二、九三〇円 一箇年三五、一六〇円  
(消費税・地方消費税・送料込み)  
本号一部四三四円(消費税及び地方消費税込み)

発行

横浜市中央区日本大通一  
神奈川県政策局政策部政策法務課  
電話横浜(〇四五)二一〇一一一

印刷

横浜市鶴見区矢向三一五二七  
野崎印刷紙器株式会社  
電話横浜(〇四五)五七一三五〇八

**4 附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例**

- (1) 子ども・若者に関する施策及びこれと一体的に講ずべき施策に関する重要事項についての調査審議等を行うため、神奈川県子ども・若者施策審議会を設置するとともに、神奈川県青少年問題協議会及び神奈川県子ども・子育て会議を廃止することとした。(別表関係)
- (2) この条例は、令和6年3月1日から施行することとした。
- (3) 幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例について、規定の整備を行うこととした。
- (4) 神奈川県子ども・子育て会議条例及び神奈川県青少年問題協議会条例は、廃止することとした。

**5 神奈川県局設置条例の一部を改正する条例**

- (1) 国際文化観光局とスポーツ局を統合し、文化スポーツ観光局とすることとした。(第4号関係)
- (2) この条例は、令和6年4月1日から施行することとした。

**6 神奈川県手数料条例の一部を改正する条例**

- (1) 農用地利用集積等促進計画の認可の公告に係る証明書交付手数料について新たに徴収することとした。(別表関係)
- (2) この条例は、令和6年1月1日から施行することとした。
- (3) この条例の施行に関し必要な経過措置を定めることとした。

**7 行政財産の用途又は目的を妨げない限度における使用に係る使用料に関する条例の一部を改正する条例**

- (1) 行政財産の使用に係る使用料の額を改定することとした。(別表関係)
- (2) 綾瀬市の区域を第一級地から第二級地に改めることとした。(別表関係)
- (3) この条例は、令和6年4月1日から施行することとした。
- (4) この条例の施行に関し必要な経過措置を定めることとした。

**8 神奈川県漁港管理条例の一部を改正する条例**

- (1) 漁港施設等の占用に係る占用料の額を改定することとした。(別表第2、別表第3関係)
- (2) この条例は、令和6年4月1日から施行することとした。
- (3) この条例の施行に関し必要な経過措置を定めることとした。

**9 医療法施行条例の一部を改正する条例**

- (1) 医療法施行規則の一部改正に伴い、病院に置くべき従業者及びその員数について、栄養士又は管理栄養士は、病床数が100床以上の病院にあつては、1とすることとした。(第3条関係)
- (2) この条例は、令和6年4月1日から施行することとした。

**10 神奈川県法定外公共用財産使用料徴収条例の一部を改正する条例**

- (1) 国土交通省所管の法定外公共用財産の使用に係る使用料の額を改定することとした。(別表関係)
- (2) 綾瀬市の区域を第一級地から第二級地に改めることとした。(別表関係)
- (3) この条例は、令和6年4月1日から施行することとした。

**11 神奈川県都市公園条例の一部を改正する条例**

- (1) 都市公園の占用許可による使用料の額を改定することとした。(別表第2関係)
- (2) この条例は、令和6年4月1日から施行することとした。

**12 神奈川県道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例**

- (1) 道路の占用に係る占用料の額を改定することとした。(別表関係)
- (2) 道路法第32条第1項第3号に掲げる施設のうち自動運行補助施設及び道路法施行令第7条第14号に掲げる施設に係る占用料の徴収について定めることとした。(別表関係)
- (3) 綾瀬市の区域を第一級地から第二級地に改めることとした。(別表関係)
- (4) この条例は、令和6年4月1日から施行することとした。

**13 港湾の設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例**

- (1) 土地の専用利用料及び占用料の額を改定することとした。(別表第1、別表第2関係)
- (2) この条例は、令和6年4月1日から施行することとした。

**14 神奈川県流水占用料等徴収条例の一部を改正する条例**

- (1) 土地占用料及び廃川敷地使用料の額を改定することとした。(別表第2関係)
- (2) 綾瀬市の区域を第一級地から第二級地に改めることとした。(別表第2関係)
- (3) この条例は、令和6年4月1日から施行することとした。

**15 神奈川県海岸占用料等徴収条例の一部を改正する条例**

- (1) 占用料の額を改定することとした。(別表関係)
- (2) この条例は、令和6年4月1日から施行することとした。

**16 警察組織に関する条例の一部を改正する条例**

- (1) 津久井警察署の庁舎新築移転のため、位置を変更することとした。(別表関係)
- (2) この条例は、公布の日から起算して4月を超えない範囲内において神奈川県公安委員会規則で定める日から施行することとした。

政令第7条第11号に掲げる応急仮設建築物	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの	A×0.01	A×0.012	A×0.015	A×0.019
	上空に設けるもの	A×0.022			
	その他のもの	A×0.031			
政令第7条第12号に掲げる器具		A×0.025			
政令第7条第13号に掲げる施設	トンネルの上又は自動車専用道路(高架のものに限る。)の路面下に設けるもの	A×0.01	A×0.012	A×0.015	A×0.019
	上空に設けるもの	A×0.022			
	その他のもの	A×0.031			
政令第7条第14号に掲げる施設		A×0.031			

別表の備考2(1)中「、座間市及び綾瀬市」を「及び座間市」に改め、同表の備考2(2)中「伊勢原市」の次に「、綾瀬市」を加える。

**附 則**

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

港湾の設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年12月26日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

神奈川県条例第94号

**港湾の設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例**

港湾の設置及び管理等に関する条例(昭和39年神奈川県条例第93号)の一部を次のように改正する。

別表第1の7 専用利用料の表の(1)の表中備考以外の部分を次のように改める。

(1) 次の表の区分の欄に掲げる構築物を設置するための土地の専用利用

区分	単位	専用利用料		
		港湾名		
		湘南港	葉山港、大磯港、真鶴港	
第一種電柱	1本1年	2,460円	1,940円	
第二種電柱		3,780円	2,980円	
第三種電柱		5,100円	4,030円	
第一種電話柱		2,200円	1,740円	
第二種電話柱		3,520円	2,780円	
第三種電話柱		4,830円	3,820円	
その他の柱類		220円	170円	
共架電線その他上空に設ける線類		240円	160円	
地下に設ける電線その他の線類	130円	86円		
管類	長さ1メートル1年	外径が0.07メートル未満のもの	92円	73円
		外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの	130円	100円
		外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの	200円	160円
		外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの	260円	210円
		外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの	400円	310円
		外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの	530円	420円
		外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの	920円	730円
		外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの	1,320円	1,040円
		外径が1メートル以上2メートル未満のもの	2,640円	2,080円
柵類		1,420円	960円	
看板	表示面積1平方メートル1年	8,200円	4,310円	

別表第2中表の部分を次のように改める。

区分	単位	占用料等	
		港湾名	
		湘南港	葉山港、大磯港、真鶴港

通路、作業場、材料置場、貯木場、いかだ等の係留場その他原状のまま使用するもの	占用面積 1 平方メートル 1 年	320円	270円
倉庫、物置、小屋、棧橋、橋りょうその他の工作物 (次の各項に掲げるものを除く。)		700円	590円
第一種電柱	1 本 1 年	2,460円	1,940円
第二種電柱		3,780円	2,980円
第三種電柱		5,100円	4,030円
第一種電話柱		2,200円	1,740円
第二種電話柱		3,520円	2,780円
第三種電話柱		4,830円	3,820円
鉄塔	占用面積 1 平方メートル 1 年	1,900円	1,600円
その他の柱類	1 本 1 年	220円	170円
共架電線その他上空に設ける線類	長さ 1 メートル 1 年	22円	17円
地下に設ける電線その他の線類		13円	10円
管類 外径が0.07メートル未満のもの 外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの 外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの 外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの 外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの 外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの 外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの 外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの 外径が1メートル以上2メートル未満のもの 外径が2メートル以上のもの		92円	73円
		92円	73円
		130円	100円
		200円	160円
		260円	210円
		400円	310円
		530円	420円
		920円	730円
		1,320円	1,040円
2,640円		2,080円	
5,270円		4,160円	
柵類		920円	770円
係船浮標、係船くい及び信号標	1 基 1 年	900円	760円
看板	表示面積 1 平方メートル 1 年	8,200円	4,310円
海水浴施設、売店及びバンガロー	占用面積 1 平方メートル 1 月	310円	260円
土砂の採取	採取量 1 立方メートル		300円

**附 則**

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

神奈川県流水占用料等徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 5 年 12 月 26 日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

神奈川県条例第95号

**神奈川県流水占用料等徴収条例の一部を改正する条例**

神奈川県流水占用料等徴収条例（平成11年神奈川県条例第44号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 中備考以外の部分を次のように改める。

**別表第 2（第 2 条関係）**

区分	土地占用料又は廃川敷地使用料				
	単位	所在地			
		第一級地	第二級地	第三級地	第四級地
通路、作業場、材料置場、貯木場、いかだ等の係留場その他原状のまま使用するもの及びゴルフ場、自動車練習場その他これらに類する施設	占用面積 1 平方メートル 1 年	320円	270円	250円	250円
倉庫、物置、小屋、棧橋、橋りょうその他の工作物（ゴルフ場、自動車練習場その他これらに類する施設及び次の各項に掲げるものを除く。）		700円	590円	560円	550円
第一種電柱	1 本 1 年	2,460円	1,940円	1,630円	1,530円
第二種電柱		3,780円	2,980円	2,510円	2,350円
第三種電柱		5,100円	4,030円	3,380円	3,170円
第一種電話柱		2,200円	1,740円	1,460円	1,360円
第二種電話柱		3,520円	2,780円	2,330円	2,180円
第三種電話柱		4,830円	3,820円	3,200円	3,000円